

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水施設		
事業開始年月日	昭和57年5月6日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	上山市	職員数※(H19. 4. 1現在)	0
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	138円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	1,263(H18)
累積欠損金(百万円)	0(H18)	利益剰余金又は積立金(百万円)	0(H18)
不良債務(百万円)	0(H18)	財政力指数※	0.492(H18)
資金不足比率(%)	0(H18)	実質公債費比率※(%)	19.2(H19)
		経常収支比率※(%)	92.1(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	上山市長 横戸長兵衛
既存計画との関係	中期経営計画（平成17年度～21年度）・公営企業経営健全化計画（平成18年度～27年度）
公表の方法等	ホームページ・議会への説明
基本方針	本市においては「生活排水処理基本計画」を策定し、市内全域における生活排水処理施設の整備を促進し、快適で豊かな生活環境の実現を目指している。農業集落排水事業においても、6施設目の建設に取り組んでいる一方、供用開始後の使用者数の減少率が高く、高齢化が進んでいるため、今後の経営の効率化と経営基盤の強化を図り、サービスの充実に努める必要がある。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		3		3
	補償金免除額		1		1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		2		2

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水事業債	20,561	3,371		23,932
合 計 (A)		20,561	3,371		23,932
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		20,561	3,371		23,932

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水事業債	11,175	1,728		12,903
合 計 (A)		11,175	1,728		12,903
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		11,175	1,728		12,903

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>農業集落排水施設の維持管理費についてはすべて使用料でまかなっているが、起債の元利償還金については、一般会計からの繰入金に依存している。</p> <p>また、現在も施設の建設事業を行っていることから、起債の残高は増加傾向にある。</p> <p>さらに、供用開始地区の高齢化に伴い使用者数が減少傾向にあり、同料金のままでは今後も収入の減が見込まれる。</p>
経営課題	<p>課題 ① 料金水準の適正化</p> <p>供用地区において、高齢化に伴い使用者数が減少傾向にある上に、使用料金は、全国平均の3,000円/20m³を下回る2,460円/20m³となっている。</p>
	<p>課題 ② 維持管理費の増</p> <p>小規模な処理施設が多いため、処理量に対し維持管理費がかかる傾向にある。また、10年以上経過している施設がほとんどであるため修繕費についても増加傾向にある。</p>
	<p>課題 ③ 普及率の向上</p> <p>農業集落排水の未整備の5地区について「生活排水処理基本計画」に基づき、処理施設を建設し、普及率の向上を図る。</p>
	<p>課題 ④ 一般会計からの繰入金</p> <p>現在、建設事業を行っていることから、事業費及び起債額の増により、一般会計からの負担も多額になっている。</p>
	<p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		65	61	60	56	75	82	91	97	104	103
	(1) 営 業 収 益 (B)		28	28	27	28	31	31	33	38	39	39
	ア 料 金 収 入		28	28	27	28	31	31	33	38	39	39
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益		37	33	33	28	44	51	58	59	65	64
	ア 他 会 計 繰 入 金		37	33	33	26	42	48	57	58	64	64
	イ そ の 他		0	0	0	2	2	3	1	1	1	0
	2 総 費 用 (D)		65	61	60	56	58	61	68	74	77	76
	(1) 営 業 費 用		25	24	24	21	22	25	30	32	32	32
	ア 職 員 給 与 費											
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他		25	24	24	21	22	25	30	32	32	32
	(2) 営 業 外 費 用		40	37	36	35	36	36	38	42	45	44
ア 支 払 利 息		37	36	35	35	35	36	37	39	43	42	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
イ そ の 他		3	1	1	0	1	0	1	2	2	2	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		0	0	0	0	17	21	23	23	27	27	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		37	69	195	197	171	252	243	299	27	31
	(1) 地 方 債		0	12	85	101	81	117	125	160	10	14
	(2) 他 会 計 補 助 金		37	39	27	28	12	13	18	17	17	17
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		0	17	76	61	71	111	89	108	0	0
	(6) 工 事 負 担 金		0	1	7	7	7	11	11	14	0	0
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)		37	69	195	197	188	270	263	319	51	55
	(1) 建 設 改 良 費		4	30	151	151	141	222	210	269	0	0
	ウ ち 職 員 給 与 費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		33	39	44	46	47	48	53	50	51	55
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		0	0	0	0	-17	-18	-20	-20	-24	-24	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※ (%)	36.5	34.2	31.5	31.2	54.1	52.4	46.6	52.7	51.9	48.2	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	67.7	60.5	57.9	55.1	72.1	74.7	75.4	78.8	81.7	79.1	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	49.8	45.4	54.9	48.6	77.9	78.2	75.7	77.6	79.5	78.7
	うち基準内繰入金 (%)	6.2	5.6	4.2	3.7	91.2	87.5	76.3	76.6	76.6	74.6
	うち基準外繰入金 (%)	93.8	94.4	95.8	96.3	8.8	12.5	23.7	23.4	23.4	25.4
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	50.2	54.6	45.1	51.4	22.1	21.8	24.3	22.4	20.5	21.3
	うち基準内繰入金 (%)	39.3	41.0	53.1	38.2	72.6	66.5	34.3	29.6	9.5	2.4
	うち基準外繰入金 (%)	60.7	59.0	46.9	61.8	27.4	33.5	65.7	70.4	90.5	97.6
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/□) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/□) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成18年1月には、従来処理区ごとに設定されていた料金体系を一本化し、将来の維持管理費に見合う収入を確保するため、料金の改定を行った。料金の算定は、施設の維持管理費相当分を全額受益者の負担とし、その他建設改良によって発生する経費についても一部受益者負担としている。また、3年ごとに使用料の見直しを図り、使用者数の減少など現状に即した料金体系を目指している。
2 他会計繰入金の見込み	施設の建設に係る地方債の償還金を全額受益者負担とすると著しく高額な料金となるため一部を受益者負担とし、不足額を一般会計から繰り入れている。また、平準化債の活用と維持管理費の縮減により繰入金の減額に努める。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成21年度まで、集落排水処理施設の建設事業を行っている。供用開始後は、使用者数の増と使用料金の増を見込んでいるが、同時に維持管理費も増加する。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">○ 地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td style="padding: 5px;">農業集落排水特別会計において職員なし(一般会計職員の兼務による)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">○ 給与のあり方</td> <td style="padding: 5px;">農業集落排水特別会計において人件費なし(一般会計の人件費による)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">◇ 福利厚生事業のあり方</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	○ 地方公務員の職員数の純減の状況	農業集落排水特別会計において職員なし(一般会計職員の兼務による)	○ 給与のあり方	農業集落排水特別会計において人件費なし(一般会計の人件費による)	◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		◇ 福利厚生事業のあり方	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	農業集落排水特別会計において職員なし(一般会計職員の兼務による)												
○ 給与のあり方	農業集落排水特別会計において人件費なし(一般会計の人件費による)												
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方													
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方													
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方													
◇ 福利厚生事業のあり方													
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td style="padding: 5px;"> 課題② 施設の稼働の際の運転方法の見直しによる光熱費等の削減 発生汚泥の抑制による汚泥処理経費の削減(平成18年10月から試験的実施・平成19年度本実施) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td style="padding: 5px;"> 施設の維持管理業務の利用組合委託 処理施設管理業務及び汚泥処理業務の民間委託 料金徴収の利用組合委託 </td> </tr> </table>	○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題② 施設の稼働の際の運転方法の見直しによる光熱費等の削減 発生汚泥の抑制による汚泥処理経費の削減(平成18年10月から試験的実施・平成19年度本実施)	○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	施設の維持管理業務の利用組合委託 処理施設管理業務及び汚泥処理業務の民間委託 料金徴収の利用組合委託								
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題② 施設の稼働の際の運転方法の見直しによる光熱費等の削減 発生汚泥の抑制による汚泥処理経費の削減(平成18年10月から試験的実施・平成19年度本実施)												
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	施設の維持管理業務の利用組合委託 処理施設管理業務及び汚泥処理業務の民間委託 料金徴収の利用組合委託												

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題① 利用者数、維持管理費、元利償還金等の見込みに基づき3年ごとに使用料金見直し 課題③ 新たな処理区を供用するにあたり、地元説明会等のPRを頻回に行い供用率を高め、使用料金収入の増を図る
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	ホームページまたは市報での情報公開 予算・決算及び経営健全化計画・行財政改革の実施計画及び進捗状況の公表 早い機会の実施に向けて準備中
5 その他	課題④ 資本費平準化債を有効活用し、償還元金にあてることによる繰入金の減額 維持管理費の縮減・料金収入増の取り組みにより繰入金の減額

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	該当職員及び人件費なし
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・ (IV-2) 使用料金を3年ごとに見直し、適正な料金体系へ引き上げる。 ・ (IV-3) 処理場建設により未整備の地域の供用を開始することにより、供用率の向上と使用料金の増収を目指す。 ・ (IV-2) 施設の運転方法見直しにより光熱費の縮減を行う。 ・ (IV-2) 汚泥の発生を抑制し処分費用の縮減を行う。 ・ (IV-2) 使用料金の徴収を各利用組合へ委託することにより、収納率100%を維持する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・ (IV-5) 資本費平準化債の活用により、償還元金に対する繰入金を抑制する。 ・ (IV-5) 料金収入の増額と維持管理費の減額に取り組むことで、償還金に対する繰入金を減らす。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	3,038	2,998	2,979	2,924	2,896		2,902	3,156	3,633	3,741	3,726		
	A 増減	△ 32	△ 40	△ 19	△ 55	△ 28		6	254	△ 477	108	△ 15	830	
	水洗便所設置済人口(人)	2,886	2,847	2,826	2,798	2,772		2,757	2,800	2,900	3,000	3,000		
	B 増減	△ 37	△ 39	△ 21	△ 28	△ 26		△ 151	△ 15	43	100	100	228	
	水洗化率(%)	95.0	95.0	94.9	95.7	95.7		95.0	88.7	79.8	80.2	80.5		
	C 増減	△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.8	0.0		0.5	△ 0.7	△ 6.3	△ 8.9	0.4	0.3	△ 15
	有収水量(m3)	362,974	370,442	387,032	371,665	398,716		372,000	396,000	450,000	462,000	461,000	461,000	
	D 増減	15,974	7,468	16,590	△ 15,367	27,051		△ 26,716	24,000	54,000	12,000	△ 1,000	62,284	
	使用料単価(円/m3) (使用料収入÷有収水量)	77.6	75.5	71.0	75.8	77.1		82.0	83.0	84.0	84.0	84.0	83.9	
	E 増減	△ 2.0	△ 2.1	△ 4.5	4.8	1.3		△ 3	4.9	1.0	1.0	0.0	△ 0.1	7
② 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	0	0	0	15.5	0		0	0	1.2	0	0	0		
F 増減	0.0	0.0	0.0	15.5	△ 15.5		0	0	1.2	0	△ 1.2	0	0	
③ 収納率(%)	100	100	100	100	100		100	100	100	100	100	100		
G 増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
④ その他()	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
H 増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	職員数(人)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	管理運営費(千円)	96,740	100,807	103,557	102,471	104,206		108,797	120,499	120,950	125,348	128,732		
	I 増減	842	4,067	2,750	△ 1,086	1,735		8,308	4,591	11,702	451	4,398	3,384	24,526
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	32	34	35	35	36		37	38	33	34	35	35	
	J 増減	1	2	1	0	1		5	1	△ 5	1	1	1	△ 1
	汚水処理原価(円/m3) (汚水処理経費÷有収水量)	210.7	219.4	223.9	241.6	140.8		156.5	178.3	159.3	161.8	174.1	174.1	
	K 増減	△ 6.0	8.8	4.5	17.7	△ 100.8		△ 76	15.7	21.7	△ 19.0	2.6	12.3	33
汚水処理原価(維持管理費)(円/m3) (汚水処理経費(維持管理費)÷有収水量)	266.5	272.1	267.6	275.7	261.4		292.5	304.3	268.8	271.3	279.2	279.2		
L 増減	△ 9.9	5.6	△ 4.5	8.1	△ 14.3		△ 15	31.1	11.8	△ 35.5	2.5	7.9	18	
⑥ その他()	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
M 増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	368.4	344.1	317.2	313.8	547.6		523.9	465.6	527.4	519.0	481.9	481.9		
増減	1.0	△ 24.3	△ 26.9	△ 3.4	233.8		△ 23.7	△ 58.3	61.8	△ 8.4	△ 37.1	△ 37.1		
累積欠損金比率(%)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		
増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		
企業債現在高(百万円)	1,159	1,132	1,174	1,229	1,263		1,332	1,409	1,519	1,478	1,436	1,436		
増減	△ 33	△ 27	42	55	34		69	77	110	△ 41	△ 42	△ 42		
収入の確保	使用料収入	28,158	27,971	27,462	28,186	30,727		30,504	32,875	37,787	38,815	38,675		
	改善額	0	0	0	724	2,541		3,265	0	7,060	8,088	7,948	23,096	
	①有収水量の増加	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	②使用料の適正化(千円)	0	0	0	724	2,541		3,265	0	7,060	8,088	7,948	23,096	
	③収納率の向上	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
④利用者数の増減	0	0	0	0	0		△ 22	219	0	0	0	0		
改善額	0	0	0	0	0		△ 223	2,148	0	0	0	0	1,925	
経営の効率化	管理運営費	96,740	100,807	103,557	102,471	104,206		108,797	120,499	120,950	125,348	128,732		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	96,740	100,807	103,557	102,471	104,206		108,797	120,499	120,950	125,348	128,732		
	改善額	0	0	0	0	615		615	800	800	800	800	4,000	
	⑤職員給与費の適正化	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	維持管理費(上記以外)の適正化 (発生汚泥の減量化)(千円)	0	0	0	0	615		615	800	800	800	800	4,000	
	うち職員給与費中の退職手当	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	⑥その他()													
改善額														
							計画前5年間改善額 合計	3,880					改善額 合計	29,021

○計画前年度において使用料単価150円/□(20□当たり3,000円)未満(処理原価が150円/□未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 平成18年1月に料金改定を行い、適正な料金を目指して引き上げを行っている。使用者の急激な負担増をさけるため3年毎に見直しを行う。
- 民間委託の取組状況 施設の維持管理及び使用料金の徴収事務を、各処理区の利用組合に委託し、維持管理費の減・収納率100%を達成している。今後も引き続き委託を続けるとともに、浄化槽の維持管理についても入札により廉価で委託を行っている。
- その他に記載された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額 915